

京都市告示第 173 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 6 月 25 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科西野山緯 40号線	山科区西野山中鳥井町100番地の6地 先から	旧	メートル 28.10	メートル 3.65
	同町146番地の3地先まで	新	28.10	3.64 ~ 6.05
久我34号線	伏見区久我東町4番地の46地先から	旧	21.40	2.41
	同町4番地の30地先まで	新	21.40	4.01

(建設局土木管理部道路明示課)